

建設局所管に係る感謝状贈呈要領

第1　目的

この要領は、建設局の所管に係る事務事業を遂行する場合に際し、本市の発展に寄与し、又は優れた善行により、他の模範となる個人及び団体に対し、感謝状を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2　感謝状の贈呈対象

感謝状は、別表の感謝状の贈呈基準により、建設局長が必要と認めたものについて行う。

第3　贈呈者の推薦

所管課長は、前項により感謝状を贈呈する必要が生じた場合は、建設局長の決裁を得るものとする。

第4　感謝状の作成及び贈呈方法

感謝状の贈呈は、原則として感謝状に係わりの深い式典等（開通式など）を開催するときに行うものとする。この場合において、感謝状の作成その他の贈呈事務は所管課において行うものとする。

第5　その他

この要領の施行に際し、総務局市長公室秘書課が作成した「千葉市長名による感謝状の贈呈」の手順を参考とする。

附則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年11月1日から施行する。

別表 感謝状贈呈基準

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1) 事故・災害等の防止 | 交通事故その他の事故又は風水害その他の災害の防止に努めたもの、 |
| (2) 道路用地の寄付 | 広く市民の通行の安全及び利便に供されるなど、著しく貢献したもの |
| (3) 道路環境の整備又は清掃活動に貢献し、他の模範となるもの | おおむね 5 年以上活動に携わったもの |
| (4) その他 | 道路事業の普及啓発に著しく貢献したもの |